

平成28年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成28年9月28日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第46号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第47号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第48号議案 財産の取得について（給食用PEN樹脂製食器）
第49号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第50号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第51号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第52号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第53号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成27年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成27年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第2号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
議員提出議案第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	桐戸博康君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	伊澤正美君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長 兼総務課長	都築幹浩君	住民こども部次長 兼こども課長	志賀光浩君
健康福祉部次長 兼福祉課長	山下明美君	健康福祉部次長 兼健康課長	藪田芳秀君
環境経済部次長 兼産業振興課長	鳥居栄一君	建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君
教育部次長兼 学校教育課長	羽根渕闘志君	消防次長兼 消防署長	長坂好雄君
会計管理者 兼出納室長	林敏幸君	代表監査委員	山下力君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

9月15日開催の決算特別委員会にて要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めたものは、理事者21名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 稲吉照夫君、4番 鈴木重一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第46号議案から認定議案第9号までの17件と陳情第4号から陳情第7号までの4件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。

6番、志賀君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

総務教育委員会審査結果報告書

平成28年9月28日

議長 浅井武光様

委員長 志賀恒男

平成28年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第46号 幸田町税条例等の一部改正について。地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 財産の取得について（給食用PEN樹脂製食器）。給食用PEN樹脂製食器の取得に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳入全部、歳出、15款（20項を除く）、55款、65款。第1条、歳入全部、3億2,157万5,000円追加、歳出、15款総務費2億206万2,000円追加、55款教育費5,000万円追加、65款公債費2,660万円追加。全員一致をもって、原案を可決すべきも

のと決した。

陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情、賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。愛知県に対し私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。国に対し私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、賛成多数をもって採択すべきものと決した。

陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情、賛成多数をもって採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、福祉産業建設常任委員長の報告を求めます。

5番、杉浦君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

○5番（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成28年9月28日

議長 浅井武光様

委員長 杉浦あきら

平成28年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第47号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。所得税法等の一部改正をする法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出、15款（20項）、20款、25款、35款、45款。第1条、歳出、15款総務費927万8,000円追加、20款民生費280万2,000円追加、25款衛生費61万2,000円追加、35款農林水産業費894万7,000円減額、45款土木費3,916万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳入歳出5,356万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決し

た。

第51号 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出1,238万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第52号 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入、35款繰入金894万7,000円減額、40款繰越金894万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出1,500万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、水野君。

〔15番 水野千代子君 登壇〕

○15番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

平成28年9月28日

議長 浅井武光様

委員長 水野千代子

平成28年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額143億7,410万6,211円、歳出総額133億6,223万7,072円、差引額10億1,186万9,139円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成27年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3,186万6,843円、歳出総額3,186万6,843円、差引額0円、全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額37億1,563万5,833円、歳出総額36億855万6,206円、差引額1億707万9,627円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億2,903万8,065円、歳出総額3億2,807万165円、差引額96万7,900円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額16億1,540万9,982円、歳出総額15億6,224万8,148円、差引額5,316万1,834円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億3,289万1,239円、歳出総額3億1,489万1,23

9円、差引額1,800万円、全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億8,414万7,656円、歳出総額3億7,520万255円、差引額894万7,631円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額7億3,844万640円、歳出総額7億2,760万7,635円、差引額1,083万3,005円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成27年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。収益的収入8億2,007万7,491円、収益的支出6億6,262万3,455円、資本的収入1億4,309万8,907円、資本的支出4億4,147万6,270円、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 水野千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、福祉産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案17件と陳情4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） ただいま上程されております議案について、順次、反対の立場から討論をしてみたいです。

第46号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。個人住民税の算出において、2018年1月からのスイッチOTC医薬品を医療費控除の対象とする特例措置が盛り込まれました。適切な健康管理から、薬局の薬も1万2,000円から8万8,000円を限度に控除するというものであります。これはセルフメディケーション推進の名のもとに国民を市販薬へと誘導し、安易な自己判断による治療を推進するもので、

医師の判断のない薬で住民を医療から遠ざける危険なものであります。保険医協会がO T C薬に関するアンケート調査では、O T C薬で医師の診療なしで服薬することに危険を感じるものがあるかとの問いに対し、73%の医療機関が「ある」と答えています。副作用による症状が悪化しているにもかかわらず、患者の誤った判断による服薬し続けているというケースもあります。症状が重篤化することも想定できる自己判断によるセルフメディケーションの推進は国民の命と健康をさらすとして、医療団体からも抗議文が出されており、町民の命を危険にさらすスイッチO T C薬購入に医療費控除を適用とする制度に対して反対であります。

次に、第48号議案 財産の取得について（給食用P E N樹脂製食器）についてであります。学校給食用食器は安全性が最優先されなければなりません。現在、使用している強化磁器食器は、それまで使っていたポリカーボネート製食器がビスフェノールAなどが検出され環境ホルモンの疑いがあり、学校給食センターの移転・改築にあわせて安全な食器である強化磁器食器に切りかえられ、子どもたちや保護者からも喜ばれてきました。しかし、強化磁器食器は割れやすく危険である、給食調理員の健康被害負担がかかるという理由でP E N樹脂製食器に変更するものであります。そこには学校給食用食器の安全性や食育など後回し、二の次になってしまっているのではないのでしょうか。作業効率だけを優先する姿勢が貫かれていると指摘できます。P E N（ポリエチレンナフタレート）樹脂は2,6ナフタレンジカルボン酸ジメチルとエチレングリコールを主原料としたポリエステル樹脂であります。製品にはP Lマークがついているといっても自主基準適合の確認証明書であり、まだP E N樹脂製については安全性が確立しているとは言いがたいものであり、安全な強化磁器食器からP E N樹脂製食器に切りかえることは反対であります。

次に、認定1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。一般会計の歳入総額は143億7,410万6,000円、歳出総額133億6,223万7,000円で、繰越明許費3,983万4,000円で差引額9億7,203万5,000円の黒字となりました。しかし、この中には財源不足を補うため減収補填債16億円を借りて対応したもので、平成27年度末の起債残高は58億8,600万8,000円であります。平成26年度末残高は52億1,437万9,000円で、返済額は10億5,137万1,000円、平成27年度借入17億2,300万円で、6億7,162万9,000円の増となりました。町民税は個人町民税が増収となったものの法人町民税が激減し、リーマンショック時の過去にこれほどない減収は経験がないと分析するなど、減収も大きく、町財政が企業の業績に大きく左右される、企業に依存することがより鮮明になったことであります。アベノミクスの経済的効果は限定的であります。国民の消費が低迷する中、さらなる経済の落ち込みが心配されます。法人税割額の一部国税化は、税率が12.3%から9.7%へと引き下げられました。これを制限税率いっぱいまで引き上げると12.1%になり、平成27年度分の増収は9,700万円と見込まれているなど、自主財源の確保のため企業への税率引き上げをすべきと求めるものであります。消費税が5%から8%へと引き上げられ、住民の暮らしへの負担増とともに町事業への影響もあります。平成27年度決算では、町に配分された地方消費税交付金を国

が示す割合で社会保障の財源分として示しております。しかし、社会保障の経費がふえたわけでも充実したわけでもありません。むしろ、医療・介護の負担はふえております。消費税増税への国民の批判が広がる中、10%増税を延期した安倍政権、国民には臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を配り、増税への地ならしであります。住民税非課税の町民に6,000円、臨時福祉給付金はしょせんあめとむちの政策ではありませんか。消費税増税はきっぱり中止すべきと求めるものであります。

全ての国民に実施した社会保障・税番号制度であるマイナンバーは、平成27年10月1日から施行され、平成28年1月から利用を開始しました。マイナンバー制度は国民一人一人の収入と財産を丸裸にし、税・保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押しつけていくことであり、国民にとってほとんどメリットがないものであります。

子ども・子育て支援新制度は、子育て支援の拡充といううたい文句とは裏腹に、幸田町の保育料は西三河で比較した場合、高い保育料であります。保育料の所得階層の見直しによる中間所得階層の負担軽減、低所得者階層の保育料引き下げなど、全体的な見直し、引き下げを求め、安心して預けられる保育の充実を求めます。

幸田保育園の大規模改修工事実施設計までしても、これが平成28年度予算に反映されず改修が見送りになりました。幸田保育園は昭和56年の建設で35年が経過し、老朽化、手狭となっております。平成29年度には改修をすべきと求めるものであります。

路線バスの赤字で名鉄バス路線が廃止をされ、住民の足が奪われました。えこたんバスの路線見直しなどで拡充され、利用者の増となっております。公共交通空白地域では、住民の足を確保するためにはコミュニティバスの充実は欠かせません。また、高齢者にとっては直接目的地に行くことができるデマンド方式や福祉タクシーの拡充は切実であります。高齢者への福祉タクシーの実施を求めるものであります。

地域経済活性化対策として、地元中小業者の仕事の確保と支援のため住宅リフォーム助成、店舗リニューアル助成に取り組みを進めることを求めます。耐震リフォーム助成は実施されましたが、単独での住宅リフォーム助成の実施を求めるものであります。

貧困と格差が広がる中で、経済的な理由で就学困難にならないよう新入学準備に間に合うように支給体制を整え、就学援助費単価の引き上げで就学援助事業の充実と改善を求めます。

自治体の仕事は住民の福祉増進であります。安倍政権が2014年4月に強行した消費税率8%への引き上げは、暮らしと経済に大打撃を与えました。アベノミクスは大企業のもうけをふやせば、それが国民に回り経済全体がよくなるというトリクルダウン政策であります。大企業の利益はふえたものの国民の暮らしはよくなりません。アベノミクスの破綻は明らかであります。町はこうした国の悪政の防波堤の役割を果たさなければなりません。ところが、福祉産業建設委員会と総務教育委員会それぞれに出された協議内容は、平成29年度から児童クラブ手数料、下水道集落排水使用料、町民会館使用料など引き上げる考えが示されたものであります。町民の暮らしが大変なときこそ町民の暮らしを応援する町政でなければなりません。使用料の引き上げはきっぱり中止すべきと主張するものであります。町民の暮らし、福祉、教育の充実を求めて反対討論いたします。

認定3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。国民健康保険の加入は4,743世帯、被保険者8,518人であります。国保加入者は、自営業者や農業者などに加えて年金生活者や非正規労働者へと広がってきております。大変脆弱な基盤であります。国民健康保険は協会けんぽなどのように企業主負担がないため脆弱な基盤であり、保険税負担が重くのしかかり、加えて毎年の限度額の引き上げで高過ぎて払えない国保税となっております。2015年度の愛知県下54市町村中で1人当たりの調定額は9万299円で高いほうから19番目、前年度の10番目より少し改善し一般会計からの繰入額がふえたことによります。しかし、高い国保税であることは変わりありません。国保のモデルケースの保険税で世帯所得100万円に占める金額と割合は14万7,800円、14.78%、200万円では27万7,500円、13.87%、300万円では39万400円、13.01%であり、いかに家計に占める割合が負担増となっているかがわかります。負担能力をはるかに超える国保税であります。国は低所得者対象の強化を目的に保険者支援として1,700億円の国費を各自治体に配分しました。幸田町の配分金は5,200万円であり、国は被保険者1人当たり年額5,000円引き下げることとしております。国保税の引き下げに回すべきであります。しかし、幸田町は引き下げではなく、都道府県化に向けての保険基盤安定のために備えるとしてしました。国の制度の趣旨を生かし、引き下げに活用すべきであります。2015年度、医療保険制度改革法によって、2018年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる国民健康保険の都道府県化を行うといたしました。国保の広域化はさらに負担増も懸念され、徴収強化につながるため反対するものであります。

認定4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。安倍政権は、2017年4月から、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度について、低所得者の保険料を最大9割軽減している特例措置を段階的に廃止しようとしております。75歳以上の6割近い916万人が対象で、保険料は2倍から4倍にはね上がってしまいます。低所得者を狙い撃ちにした負担増であります。後期高齢者医療制度は、導入するときに医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうとして、75歳以上の高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押しつけている制度でうば捨て山と怒りの声が上がりました。保険料は2年ごとに値上げであり、現在、平均で8万4,035円となっております。愛知県後期高齢者広域連合議会では、こうした特例軽減の継続を求める意見書を可決をし、国に対して安心して医療を受けられるように求めています。特例軽減の廃止に反対し、後期高齢者医療制度は廃止をして老人保健制度に戻し、保険料、窓口負担の軽減、差別医療をなくすことを主張し、反対討論といたします。

認定5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。国は、2014年に介護保険制度を大改悪をする医療介護総合法を強行いたしました。その内容は、要支援1・2の通所介護、訪問介護を保険給付から外し、市町村の総合事業に2017年度までに移行、特別養護老人ホームの新規入所は要介護3以上、合計所得160万円以上、年金収入の場合は280万円以上の人は利用料が制度始まって以来の2割負担。預貯金が一定額、単身では1,000万円あれば介護保険施設ショー

トステイの食費、部屋代補助は打ち切りとなりました。利用者や家族に深刻な影響を与えております。ところが、さらなる改悪も狙われております。財政制度等審議会に提出された工程表では、65歳から74歳までの利用料を所得にかかわらず2割にする。要介護1・2の人も保険給付から外して、訪問介護の生活援助を原則自己負担か地域支援事業に移すという方向が示されております。また、高齢者が受ける介護保険サービス計画であるケアプラン作成に自己負担導入を示し、介護サービスを受けられるかどうかを判定する要介護認定率を引き下げた自治体には財政支援を行う方針を提起するなど、介護費用を抑制するため認定率を引き下げ競争を求めるもので、必要なサービスを受けられない高齢者が出てくる危険性があるものとなっております。保険あって介護なしにならないように、幸田町が主体である地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、現行サービスの水準を維持・確保できるように求めるものであります。さらに、受け皿づくりでサービスが低下しない取り組みを求めます。

今決算において、介護保険料・利用料の減免制度があるものの利用が少ないことが明らかとなりました。減免制度の周知と拡充を求めます。年をとっても誰もが安心して介護を受けられるように充実を求め、討論いたします。

認定7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定9号 平成27年度幸田町水道事業利益の処分及び決算認定についてであります。いずれも消費税導入、増税について反対するものであります。

以上で終わります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

5番、杉浦君。

〔5番 杉浦あきら君 登壇〕

○5番（杉浦あきら君） 議長のお許しをいただきましたので、認定1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から参加いたします。

平成27年度予算は、歳入143億7,000万円で対前年比4.7%の増、歳出は133億6,000万円で対前年比3.5%増となりました。平成27年度の歳入はリーマンショックの大幅な税収の減から立ち直ったかに見えたやさきに、法人町民税の大幅な減収に見舞われ、町税が対前年度15億5,000万円減の77億5,000万円となり、減収補填債16億円の借り入れを行う運営となりました。そういった中にありましても、歳出におきまして「愛と幸せのある安心して暮らせるまち」を目指した事業の実施がされました。具体的には消防救急無線デジタル化のほか、その明るさの変化から改めて意識することとなった防犯灯の全町LED化や、新田地区での交通事故防止のための道路電光掲示板の設置、台風や大雨のたびに心配されるJRガードの浸水について、防災ウェブカメラの設置により状況がケーブルテレビやインターネットで確認できるようになるなど、新たな取り組みは目に見える形での安心して暮らせるまちづくりとして評価するものであります。

また、民生費の福祉事業、未満児保育や児童クラブなど、衛生費での健康増進事業を

充実されました。具体的に障害者福祉事業では自立支援給付、心身障害児扶助など、前年度より充実されました。高齢者の活動の場である地区ゲートボール場、11の老人憩の家の修繕や乳幼児・児童の予防接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の定期予防接種などを通し予防医療の一次予防・二次予防を積極的に展開し、乳幼児から高齢者、障害者までの町民の健康を維持・増進することを図られた。

教育面では、4小学校の地震補強、大規模改造事業、その他、役場庁舎や消防庁舎、幸田中学校、南部中学校への太陽光発電の設置など、子育てや防災の面でも充実が図られた。このほかに第6次幸田町総合計画などの各施設の長寿命化や修繕計画の策定を行うなど、将来に向けた取り組みも行われた。

このような中、27年度につきましては、財政力指数は平成26年度の1.22から1.25へ、経常収支率も82%から80.4%へ見た目はよくなっておりますが、町税の大幅減少や減収補填債の借入れにより減少を続けてきた起債残高が増加するなど、現実の財政運営では厳しい状況となりました。今後も法人町民税の一部国税化などもあり、引き続き住民サービスの維持・向上と健全財政のバランスをとりながら、住民にとってよいまちづくりを行っていただくことを期待しまして、賛成討論といたします。

〔5番 杉浦あきら君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原案反対の方の発言を許します。

8番、中根君。

〔8番 中根久治君 登壇〕

○8番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、第48号議案 財産の取得についてに対して、反対の立場から討論に参加をします。

始まりは、決して隠すつもりはないという言葉が繰り返された9月9日の議案質疑にあります。そもそもこの48号議案及び議案関係資料のどこにも、子どもたちが使う食器をどこの誰がどこでつくっているのかという情報はなく、誰が売っているのかの情報だけです。どこの業者を通して取得するかよりも、どこで製造されたかのほうが大切ではないかと考えています。決して隠すつもりはないと言われましたが、製造者についてお聞きしましたらやっと資料が提出されました。製造業者は岐阜県の陶磁器製造販売会社ということでありました。この会社は陶磁器の専門会社でした。そこで、9月21日の総務教育委員会で岐阜県の陶磁器の製造販売会社なるものが実際にPEN食器を製造しているかについてお聞きしました。答弁は、実際に製造しているのは岐阜県の陶磁器の製造販売会社ではなく、東京の台東区のプラスチックメーカーが受託製造しているということでありました。つまり、8月26日の全員協議会の段階でわかったのは、PEN食器が丸天産業という仲介業者を通して納入することだけであり、2週間たって9月9日の議案質疑でお聞きしたら、岐阜県のおぎそという陶磁器の販売会社であり、そし

て、また2週間ほどたった9月21日の総務委員会でお聞きしたら東京都台東区の台和という製造業者であることがわかりました。随分と時間のかかる話であります。そして、1カ月が過ぎた現在でまだわからないのが、日本各地、中国大陸にもあるという台和のどこの工場生産されているかということです。決して隠すつもりはないと言いながらも、聞かれなければ言うつもりはないの引き延ばし答弁の姿勢でありました。それだけではありません。そもそも調査不足で話すことがないということです。PEN食器のサンプル画像もない。実際に製造している工場の写真もない。PEN食器がどこでどんなふうにつくられているのか、画像も映像も何もない。行政の見える化、説明責任は、本議案については甚だ不十分だと思います。先日の委員会における反対意見は少数でした。今回のPEN食器の導入においても同じ規格の他のメーカーのカタログが公開されていますので、その値段の面で比較をすることができます。幸田町の採用する食器3点で1人当たり2,987円です。これがほかのメーカーでは3,960円ほどになります。簡単なくりで言えば、ほかのメーカーは4,000円近く、幸田町は3,000円近いという値段です。1人当たり約1,000円ほど安いんです。もう一つ何か買えるぐらいの安さであります。なぜこれだけ安いのか。安かろう悪かろうが頭に残ってしまいます。子どもたちの安全安心のために役所や政治家の理論で結論を急ぐのではなく、立ちどまってみてはどうでしょうか。一度立ちどまって、十分に納得のいく資料を用意してからでも遅くはないと私は考えております。義を見てせざるは勇なきなりであります。役所の条例に照らして瑕疵がなければよしとする姿勢、政治家の多数決の原理をもってだけでなく子どもたちの安全安心、それを利用する子どもたちの立場に立って考えるべきだと私は思っております。

いまだにわからない点が数点あります。

一つは、数年前に41億円を超える負債で倒産した台和と現在の台和との経営状況、これがわかりません。その際、負債の処理に当たった株式会社横須賀との関係はどうか。現在の台和は信用できる会社なのかどうかという判断材料がわかりません。

二つ目は、おぎそが製造するならば、なぜおぎその製品として品質保証書、製品分析報告書、PLマーク証明書、分析試験成績書の添付がないのか。おぎそが自社の製品とするならば、品質保証書を初め製品の仕様書、各種検査結果の成績書は当然あるべきだ。それが無い。それでは、幸田町が独自に製品を分析して安全安心を町民に示すべきではないのかというふうに私は思います。

三つ目は、9月9日にPENにポリエーテルサルフォン(PES)も加えるとの答弁がございましたが、PESとは何か。PENだとかPESだとか一般の町民にとってなじみのないこれらの物質が発がん性や環境ホルモンの溶出に心配はないのか。説明できる詳しい資料もない。わかってきたことは、丸天という会社がPEN食器を納入するというだけです。この段階では製品の数量がわかっただけです。一番大切な安全安心にかかわることはいまだに不明です。幸田町の給食センターの食器洗浄機の条件に適合しているかどうか、これも不明です。

もう一つ、不思議なことですが、実はPEN食器は既に多く使われておまして、多くの製造販売会社は情報公開をしています。なぜ、幸田町は周辺市町と違い、実際につ

000円の据え置きであります。西三河の中でも、高浜市2万4,000円、安城市・刈谷市1万8,000円、豊田市1万5,000円引き上げを図っております。授業料助成の引き上げを拡充すべきと主張し、討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております各案件について順次討論をしておりますが、特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますのでよろしく願いをいたします。

議案番号48 財産の取得について（給食用PEN樹脂食器）についてであります。この議案は、小学生が学校給食で使用する食器を強化磁器食器が重いから、割れやすいからなどの学校給食会の意見を取り上げ、学校や母親代表の意見に耳を貸さず、給食食器変更とは初めに樹脂食器に変更ありきで突っ走ってきた教育委員会の極めて不純な動機が見える議案であります。

昨年11月13日、総務教育委員会、協議会で学校給食用食器変更についての協議事項が示されるように、初めに食器変更ありきであります。食器選定委員会委員は11名で構成をされて、その委員にはPTA、母親代表1名、学校給食会職員2名という委員構成は公正さ、公平さに欠けて、初めに食器変更ありきのアリバイづくりで始まり、学校給食会の意見以外はなぜ強化磁器食器を変更するか、こういう疑問が提起をされているにもかかわらず、給食主任、用務員、小中学校から各1名と母親代表が小中で2名、計20名を対象としてアンケート実施をされましたが、別の材質の食器に変更したほうがよいかどうかと結論を誘導するアンケートを実施をするなど、アリバイづくりと初めに食器変更ありきの確信犯で、極めて不純な動機で教育委員会の独断と偏見に満ちた取り組みが指摘できるものであります。

食器納入の契約相手は丸天産業株式会社であります。この企業は食器などに張るシールの印刷メーカーのようではありますが、樹脂食器の製造はしていない企業であります。要求資料によって明らかにされた株式会社おぎそは陶磁器や強化磁器食器は製造をしている企業のようにありますが、樹脂食器は製造はしておりません。提出資料で明らかにされた株式会社台和が製造する樹脂食器で、おぎそが製造委託している企業、これが株式会社台和が製造した学校給食用食器であります。つまり、おぎそは製造責任がないということであります。しかし、当局の説明は製造委託するおぎそにも製造責任があるなどと強弁をしていることでもあります。製造物責任法第1条は、製造者等は本人に損害賠償責任があり、被害者を保護しなければならないと規定しているものであります。製造者証明がない食器をおぎそが製造委託し、台和が製造した樹脂食器をおぎそが丸天に販売をし、丸天産業がシール印刷して町に納入するという流れであります。

さらに要求資料によって明らかにされたのは、試験報告書ナンバー1、試験報告書C、確認証明書ナンバー2、試験報告書ナンバー3、分析試験成績書ナンバー4、この4枚の資料の提出相手は全て株式会社台和であります。製造物にかかる責任と賠償責任は台

和にあるということでもあります。しかし、当局はこの製造企業の台和についてよく承知をしておりません、極めて無責任な答弁であります。まさに役所のアリバイづくりと責任転嫁、事なかれが給食食器の選定が初めに強化磁器食器から変更ありきで、樹脂食器を見切り発車で決定をしてきた経過がよくわかるというものであります。ここから見えてくる問題は、極めて不明瞭な製造物の納入にかかわる学校給食用食器の発注・製造・納入であります。食器製造業者が誰か、これも議会が問わなければ議会に資料提出をしない。さらに、委員会で品質保証書の提出、分析証明書の提出を求め、提出をしますという答弁はされたものの本日の会議までに提出はされていないものであります。説明責任だと口では言っても、問われなければ黙って口をぬぐい知らんぷりを決め込む役所体質をあらわにしたものであります。

P Lマークも業者の自主基準であります。業界の自主基準であります。厚労省は業界の自主基準では時代の要請に応えられないとして、具体的な規制強化へ今年度中に取りまとめるといたしております。業界の自主基準のマークがあるからだ、あるいは名古屋市内の学校でも使用されているから、こういう意見が総務教育委員会で行われました。それはそれでよしとしても、それで問題なしとする議論もありましたが、未知の有害物質が規制できない業界の自主基準で、子どもたちの食の安全が保障できるのかどうかということでもあります。それらの問題を議会審議を通して明らかにすることが議会の責務であります。必要にして十分な検証や自己検証がなされたかが問われるものであります。

さらに給食センターの職場環境の改善は、一過性の取り組みとせず改善を中心とした継続的な取り組みをすべきであります。同時に、子どもたちの食の安全に取り組む最前線であり、その意識改革は不可欠であります。割れるから割れないものに、重いから軽いものになるの発想は、町長と同じように短絡的であります。強化磁器食器に原因を求めものではなくて、教職員や保護者の意見ときちんと向き合うべきであります。一応主義でアリバイをつくり、事なかれで初めに食器変更ありきで、食の安全や給食も教育の一環の原点を忘れて、初めに食器変更ありきでPEN樹脂食器導入にとっても賛成できるものではございません。

認定議案第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。この決算年度で、まず指摘をする重要な問題は財政運営に対する町長の姿勢が豹変したことであります。プライマリーバランスだとか財政規律だとかを大上段に構えて、仕事をせず借金もせずを正当化してきたものを、年度末のことしの3月議会で16億円もの借金をし、追求をされると我が町は自転車操業の町だと、何のこれも脈絡もなく突然言い放つに至っては、場当たり町長、ポリシーなき町長を浮き出させたものであります。

法人町民税の国税化がさらに強化をされる中で、自主財源を適法的に確保することは極めて重要であります。税法で認められている税率を5号法人以上に制限税率いっぱい課税、つまり資本金1億円以上の企業に適正課税を適用し、財源確保を進めるべきであります。

都市計画税は税法上矛盾を持つ税制であります。全国的にも都市計画税を課税する団体は少数であり、計画的に廃止をすべきであります。

保育料の多子減免にいろいろな制限を設けず、第2子はその子が卒園するまで半額に、

第3子以降も卒園するまで無料にすべきであります。子育て支援の言葉遊びだけで終わらせることなく、名実ともに子育て支援にすべきであります。同時に、保育料算定基準を所得税から住民税に変更したことによる保護者負担は、他市町に比べてべらぼうに高いものであり、全体を見直し引き下げるべきであります。格差と貧困が拡大し社会問題化する中で、非婚のひとり親家庭の経済的支援が全国的に広がっております。各控除をみなし適用し、支援するものであります。ぜひ実施をすべきであります。

町税の滞納処分について、猶予制度が2015年4月から、納税者の負担軽減や早期かつ的確な納税の履行を確保するとして、これまでの猶予制度を見直して、新たに申請制度による分納が認められました。行政サイドだけの判断から納税者の申請も認めるということであります。これは納税の猶予や換価の猶予も対象になるものであります。この制度をまず行政自身が熟知すること。そして、対象者に制度の活用を知らせる。制度は活かされてこそその制度であります。その取り組みを強めるべきであります。さらに、差し押さえに当たってのルールもございます。初めに差し押さえありきの対応はせず、きちんと説明をすべきであります。

借地行政は、幸田町行政を特徴づける一つであります。13万4,000平方メートル余りの借地に4,673万円余りの借地料。借地解消を重要な施策として位置づけ、取り組むべきであります。だが、しかし、借地に地上権を設定せよと幸風会会長の意見もございましたが、地上権設定は長期にわたって借地を固定化するもので借地解消に逆行するばかりか、はるかかなたにこの課題を投げやるものであります。借地解消の実態と問題の解決の糸口さえも無用だとする主張であります。町長が、町が主張したつなぎ借地も、判決で完膚なきまで判事によって論破されたものであります。へ理屈は理屈の並べ立てはもう通用しないことを、さきの固定資産評価審査委員会における高等裁判所判決でものけられたいわくつきのへ理屈は理屈並べ立てであります。要求資料による借地件数は72件であります。総面積13万4,004平方メートルで、年間借地料は4,673万3,000円であります。そのうち借地料が一借地で年間100万円を超える件数は13件、その借地料合計は3,471万9,000円、全体の74.3%を占めております。これらの借地はいずれも重要な公共施設がございます。町有地として優先的に買収し、長期にわたる財政負担の軽減を図るべきであります。

さらに滑稽なのが、副町長の答弁であります。町有地でありながら、現況地目と一致しない地目が登記簿上に記載されていることを指摘をし、現況地目に合致するように登記簿上の地目を改めるべきだ。このように私は提起をいたしました。副町長は、裁判にかけなければならないだとか、費用がかかる、何とも不可解な答弁をされました。裁判ですか、誰が原告で誰が被告なのか、この問いただしに答弁ができず答弁不能に陥り、的外しの答弁でその場をとりつくったのではなかったでしょうか。当然でしょう。町有地の地目変更を裁判にかけるなど噴飯物で世間の物笑いにされるたわ言であります。この程度の認識、感覚では、町有地の現況地目への変更は百年一日のごとくでございます。お役所仕事と役人根性、ひいくれはらへり、事なかれで親方日の丸の感覚であります。

子ども医療費無料化を18歳まで拡大すべきであります。貧困と格差の拡大は見えにくくなっておりますが、実態は極めて深刻な状況が進行をしております。子育て支援を

言葉だけで終わらせず、実効性のある拡大・充実が求められているものであります。

豊坂学区に予定をする豊坂児童館建設に当たって、一定の方向が出たら周辺住民に説明するとの答弁、それは説得会であり納得させ会であります。周辺住民との話し合いの教訓、事の経過をその都度その都度きちんと説明をし、周辺住民や関係住民と膝を交えて話を聞く、意見の交換をする。酌むべき意見や提案はきちんと向き合うことの重要性を認識をされたのではなかったでしょうか。こういう疑問を持つ答弁の内容であります。一つ一つのプロセス、経過をその都度その都度きちんと話をし、提起をし、意見などを真摯に受けとめ具体化することの重要性を認識すべきであります。お役所仕事の上から目線の一応主義では問題解決を難しくするだけだということ認識すべきであります。

安定した人口増の町に必要な定住化支援策を持つべきであります。要求資料にありますように、世帯数と建物戸数の比率、世帯数に対して戸建て戸数は9,496戸で全体の64%に対して、共同住宅の戸数は5,233戸であります。その比率は36%であります。つまり、3戸に1戸以上が共同住宅の町が我が幸田町の実態であります。定住化、持ち家を支援をする政策の確立であります。日本の人口が減少しても幸田町はいつまでも人口増の町だなどとの認識はないと思いますが、一極集中で人口増を続けてきた東京都が2020年、オリンピックの年から人口減に転ずると報道もされているところであります。昨年の日本の総人口は戦後初めて減少に転じ、94万人余りの減少であります。さらに、この減少傾向に拍車がかかると指摘もされているところであります。日本の人口減少、その一方で、いつまでも幸田町の人口はふえ続けるんだと、このようなことを町長は思っていないとは思いますが、定住化支援策を確立すべきであります。

消防団員の報償費は、団員個人に支払われるべきものであります。団が受領委任を取りまとめ、団の口座に振り込ませ管理するなどのあしき慣行は早々に改めるべきであります。さらに行政区が、消防団の分断運営経費の一部を補助している実態、この実態を消防署は承知をしながら改めることは考えておりません。それは地方財政法に違反をする、そういう指摘をするものであります。分団運営に必要な費用は消防予算で措置すべきであります。あしき慣行が、地方財政法違反がまかり通るなど即刻に改めるべきであります。

就学援助申請に当たって、申請者に民生委員の証明を必要としているのは、県下54市町村中で幸田町だけあります。必要があるなら教育委員会が実施をすべきであり、あれこれの理由を挙げておられますが、やれぬ、できぬは改める意思がないことを証明するものであります。申請者に申請を思いとどまらせたり、ちゅうちょさせることを期待をしている、こう指摘できるのが民生委員の証明であります。直ちに改めるべきであります。

修学旅行費の保護者負担の軽減に取り組むべきであります。小学校の平均は1人当たり2万3,852円、中学校は1人当たり4万8,431円であります。小中の対象者数は845人で、その総額は約3,000万円であります。昨年度、つまり27年度を最後とする中学生海外派遣事業の決算額は552万8,000円であります。海外派遣の中止は英断であると私は評価をいたしました。子育て支援を看板に掲げる町長のもとでこの費用を修学旅行費の保護者負担軽減に役立てて使えば、約16%の保護者負担の

軽減に役立つものであります。しかし、よこしまな町長、町長の掲げる子育て支援策を実施するものではなく、この費用を教育委員会から召し上げて横取りを画策してるようなことであり、まさに子育て支援の看板が泣くというものであります。

学校給食費無料化を前提に、一部補助する取り組みが各地に広がっております。無償化すると食べ残しがべらぼうにふえるなどとした町長の答弁、それを実証をするような実例はどこにもございません。岡崎市が1カ月間でしたが実施をされました。この4月であります。食べ残し量に変化はなかったとされております。町長のいびつな精神構造と、それともう一つは、6年も前の町長選挙の政策論争をいまだに引きずる根暗で陰湿な根性を露呈したものであります。給食費無料化に向けた取り組みを進めるべきであります。

公立高等学校の授業料が無償なのに私立高等学校の授業料が極めて高い水準にある現在、私立高校授業料の補助大幅引き上げを図るべきであります。さらに、就学金支給の基準を抜本的に見直すべきであります。返済義務を負わない求めないすぐれた内容でありますので、これを堅持し、生活保護基準、それに該当する程度の所得基準は抜本的に改めて、門戸は広く敷居は限りなく低くするべきであります。

町民会館の一角、約98平方メートルを目的外使用している女性の会が運営する婚礼衣装展示室にかかる費用負担は、一般会計で対処すべきであります。指定管理者の管理が及ばない治外法権施設にして、目的外使用で無料で使わせることは借地裁判で指摘されたように不法占拠に当たるものであります。断じてあってはならないものであります。へ理屈は理屈は通用しない、このように公判を通して断がくだされたものであります。治外法権施設にして目的外使用にかかわる費用を支払う、町長の庇護のもとで不法占拠状況を続けることはとても認められるものではありません。正当な対価を町は指定管理者に支払いをすべきであります。

認定議案第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。国保税がいかに重く生活を圧迫をしているかがわかるのが成果の説明書の滞納処分の執行状況であります。差し押さえでは町税全体で6件、そのうち国保税関係が4件、債権では15件中、国保税関係が10件であります。さらに要求資料の国保加入者の所得階層別加入状況では、無所得から80万円までが29%、120万円まで38.4%である。さらに県下の状況に見る一世帯当たりの国保税額は県下で8番目に高くで重い、17万9,658円であります。さらに1人当たりでは、県下では21番目に重い国保税負担であります。生活を圧迫をし、命を縮める国保税の重さを軽減するために、大幅な国保税引き下げをすべきであります。

国保の都道府県化で市町村議会の関与が切り縮められることで、一層深刻な状況が見えにくくさせるものであります。幸田町は実施はしておりませんが、これからも実施はしてはなりません。保険証を取り上げる、そして資格証明書の発行をする。情け容赦のない仕打ちをしていくのが国保の広域化でございます。国保の広域化は中止すべきであります。

認定議案第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。介護保険制度をめぐって保険給付の対象を縮減をし、利用料の負担増を次か

ら次へと国民に苦難と負担を求める安倍自民党・公明党政権は、いざというときに使うことが困難な介護保険制度にしていくたくらみ、何のための介護保険制度なのかが根本から問われるものであります。7月の参議院選挙中は黙ったままで、選挙が終わった途端に要介護1・2以下の生活支援給付を削減をする、利用料の2割負担増を2割負担案をもとに介護保険対象者年齢の引き下げをたくらむなど、安倍政治の国民だまし、だまし討ちの政治であり、介護保険が安心の土台を突き崩されるものであります。

認定議案第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定議案第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。この2つの会計に共通する問題は、受益者負担金分担金の徴収であります。この負担金・分担金は、国税通則法により強制徴収ができる性格を持つものでありますから、徴収に当たっては合理的で説得的なものでなければなりません。両事業とも健康で文化的な生活を営み得る国民の権利の実現でありますから、集落排水処理・下水道処理も国民の権利の実現であり、その実現が特別な受益をもたらすものではございません。受益者負担金は特別な受益があるとするもので、その受益の限度において賦課される、徴収をされる性格を持つものであります。しかし、その実態は集落排水では町が負担をする事業費の8%が受益者負担金であり、下水道の受益者分担金は土地1平方メートル当たりを分担金で課すという単位としております。事業の実現によってもたらされる受益の限度における対価ではございません。いずれも事業費に対する負担金・分担金でありますから、特別な受益があるとして賦課徴収する分担金・負担金とは全く関係のない徴収金であります。法的な性格を曖昧にして、受益者負担金分担金を徴収することはとても認められるものではございません。

認定議案第9号 平成27年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。水道施設の維持管理などが業務委託の名で委託業者に丸投げされている実態、命にかかわる水の安全安心に大きな問題を投げかけているものであります。水道施設のさまざまな機器がどのような機能を有し、どのような状態が正常で、故障や修理などの状況をどう対処するべきがよいか会得できない状況。危機管理に大きな問題を抱かせるものであります。デスクワークに陥りがちな現状を改善をし、現場を知り、機械を知り、機器の修理や事故に的確に対処することができる力量を身につけるべきであります。危機管理は常に現場を知ることから始まるものであります。集落排水事業、下水道事業、水道事業に共通する事案は使用料に自民党の公約違反の消費税の転嫁であります。消費税率を10%引き上げをたくらむ自民党・公明党の国民生活無視の悪政がこの事業にも大きく影響をしてくるものであります。町民に過重な負担を押しつける悪政の推進であります。

水道事業にかかわらず町政全般で危惧をされ指摘されていることは、大須賀町政になって以降、町の行政水準と質が日々低下し続けていることでもあります。言葉あつて中身なし、文章あつても意味不明、言葉のひとり歩きと言葉遊びの町政が心ある多くの町民から指摘をされる。これでいいのかと指摘をされ批判され続けている大須賀町政、このもとで運営をされてきたこれらの決算、とても認めるわけにはまいらないことを主張し、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、上程議案17件と陳情4件について採決をいたします。
採決の方法は、起立によって行います。
採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。
まず、第46号議案 幸田町税条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第47号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第48号議案 財産の取得について（給食用PEN樹脂製食器）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。
起立多数であります。
よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。
次に、第49号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対す

る委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成27年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成27年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第4号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は不採択でありませぬ。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第5号を採択するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第6号は、採択することに決しました。

次に、陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第7号は、採択することに決しました。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、議員提出議案第2号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志賀君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 議員提出議案の朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

議員提出議案第2号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成28年9月28日

提出者	幸田町議会議員	志賀恒男
賛成者	幸田町議会議員	酒向弘康
	〃	稲吉照夫
	〃	鈴木重一
	〃	大嶽弘
	〃	伊藤宗次

提案理由

国の私学助成の増額と拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに国民に教育を受ける権利を保障する公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に私学助成を抑制、削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、平成11年度に「財政危機」を理由として経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算

は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、一昨年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、昨年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、授業料助成制度があるものの、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には就学支援金が支給されたが、愛知県では財政難もあって、県独自の授業料助成が大幅に減額された。特に乙ランク（年収350万円以上840万円以下）の層では、公立が11万8,800円軽減される一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大きく広がった。その結果、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくても選ぶことのできない生徒がますますふえた。そのため私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ないかねない状況に置かれてきた。

このような状況下で、この3年間、愛知県においては、国の無償化政策見直しに伴う就学支援金の加算分約15億円（約5億円×3年）を活用して、従来の授業料助成制度を復元し、授業料本体については、乙Iランク（年収610万円以下）までの層はその3分の2を、乙IIランク（年収840万円以下）までの層は半分が助成されることとなった。また、入学金補助は、年収350万円以下の甲ランクは20万円に増額・実質無償化され、今年度は年収350から840万円の乙ランクが9年ぶりに増額された。

それにもかかわらず、「父母負担の公私格差の是正」は、いまだ抜本的な解決には至っておらず、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。甲ランクでは、授業料本体と入学金については、無償化されたが、施設設備費などを含めた「月納金」では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。しかも、年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で、学費の高い私学に來ているという現状がある。一方、入学金補助は、甲ランクは20万円となり、実質無償化されたが、年収350万円以上の世帯では父母負担の大きな格差が残っている。

一方、全国的には、平成26年度の文部科学省調査でも16道県が制度改善を行わなかったと発表されたように、せつかくの国の加算措置が多くの自治体で独自制度の改善に結びついていない現状が続いている。

私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。本来、学校は、公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・町民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母・国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を、一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法

に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

議員提出議案第3号

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成28年9月28日

提出者	幸田町議会議員	志 賀 恒 男
賛成者	幸田町議会議員	酒 向 弘 康
	〃	稲 吉 照 夫
	〃	鈴 木 重 一
	〃	大 嶽 弘
	〃	伊 藤 宗 次

提案理由

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、9年間で2万8,100人の教職員定数改善の考え方を示し、概算要求にその初年度分として3,040人の定数改善を盛り込んだものの、少人数学級の推進や教職員定数改善計画については触れられておらず、不十分なものであった。さらに政府予算においては、525人の加配による定数改善のみにとどまるとともに、教職員定数全体については、子どもの自然減以上の削減がなされ、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては大変不満の残るものとなった。少人数学級は、保護者・町民からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができること

いう声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成29年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

以上でございます。よろしく申し上げます。

[6番 志賀恒男君 降壇]

○議長（浅井武光君） これより、ただいま議題となっております議員提出議案2件について質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしく願いをいたします。

議員提出議案第2号について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅井武光君） 以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅井武光君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅井武光君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

まず、議員提出議案第2号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決定いたしました。



日程第4

○議長(浅井武光君) 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、総務教育委員常任委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおりに決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり決定をいたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成28年9月1日招集された第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時30分

○議長(浅井武光君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成28年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月1日から本日までの28日間の長きにわたり、御多用中にもかかわらず終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決、承認を賜りましたこと心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

特に本議会定例会は、平成27年度の決算を認定いただきました。議員各位からの御指摘・御意見等を真摯に受けとめ、今後に生かしてまいる所存でございます。また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討を重ね、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、御報告1点とお知らせ4点をさせていただきたいと思えます。

報告の1点目につきましては、10月1日付人事異動に関する一覧表を議員の皆様の手へ入れさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、お知らせの1点でございます。一昨年より進めていただいております島原市との交流についてでございます。平成26年10月、島原市と幸田町との歴史と文化の友好交流の推進に関する協定書を締結させていただきました。そして、昨年の平成27年10月31日には、島原市民100名の島原市友好親善訪問団を迎え、島原市と幸田町友好親善交流会を開催させていただきました。本年におきましては、両市町のさらなる発展と一層の友好関係を促進するため、100名の訪問団を組織し、島原市への友好交流訪問の旅を11月6日の日曜日から2日間に行う予定でございます。議

員の皆さんにおかれましては全員参加いただけると聞いておりますので、ありがとうございます、よろしくお願いいたします。

次に、お知らせの2点目でございます。10月23日の日曜日には、幸田中央公園におきまして第61回町民大運動会を開催いたします。議員の皆さん方におかれましても、御参加いただき大いに盛り上げていただければ幸いに思っております。

続いて、お知らせの3点目でございます。11月9日の水曜日に、第11回幸田プレステージレクチャーズ～ものづくり日本講演会～を町民会館さくらホールにて開催いたします。今回の講師は名古屋大学 未来材料・システム研究所の未来エレクトロニクス集積研究センター、センター長でもありノーベル物理学賞を受賞された天野浩先生でございます。講演内容は「世界を照らすLED」でございます。この講演会は非常に受講者も多く、申込受付は既に終了しているということでございます。

続いて、お知らせの4点目でございます。11月13日には、こうた産業まつりをハッピーネス・ヒル・幸田で開催いたします。町内の産業のさらなる発展を目的として、毎年2万5,000人ぐらいの来場者を迎える大イベントでございます。同時開催の健康福祉まつりを初め、地元の農家が丹精を込めて育てた農林産物の品評会とその展示即売会、千人鍋の無料配布、各種体験コーナー、屋外ステージでのイベントなど盛りだくさんでございますが、これにつきましても皆様方の御参加をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

以上、報告、お知らせをさせていただきましたが、いよいよ10月を迎えまして、今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております未執行事業の執行に向け全力を傾けてまいる所存でございます。また、平成29年度の当初予算の編成時期にも入ってまいります。緊急度、重要度を勘案しながら、少しでも町民の皆さんの要望にお応えすべく、町政発展のために最大限の努力をはらってまいる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

また、これから秋の深まりとともに多くの各種行事がいろいろなところで控えております。議員各位におかれましては、何かと御多用かとは存じますが、よろしくお願いいたします。最後になりますが、夏から秋へという季節も変わってまいります。体調管理にはくれぐれも御留意をされ、町政の発展のためにさらなる御活躍をされることを心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いをいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

ここで、1点御連絡申し上げます。議会広報特別委員会を11時45分から、第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年9月28日

議 長

議 員

議 員